

表紙, 目次, 抄録, 雑纂, 漫録, 通信

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/38699">http://hdl.handle.net/2297/38699</a>

明治三十五年三月二十日發行

# 十全會雜誌

全澤醫學專門學校十全會

第二十二號

《非實品》

# 十全會雜誌第二十二號目次

## ○原著

○臺灣ニ於ケル嘔囉仿謨麻酔ニ就テ  
陸軍一等軍醫 野口詮太郎述

○病的結石ニ對ズル「ロエン」トゲン」氏 X 放散線ノ診

斷的價値ニ關スル研究 (承前) 醫學得業士 鈴木寛之助述

○脊椎結核ノ療法ニ就テ (承前) 醫學博士 木村孝藏述

○臺灣守備兵血球調査報告  
附熱帶貧血ニ就テ(承前)  
陸軍一等軍醫 野口詮太郎述

## ○抄録

○原發性筋結核症ニ就テ……………ドクトル エフ、スタインバッハ  
○唾液中ニ於ケル水銀ノ發現ニ就テ……………ドクトル エム、オツペンハイム  
○小兒ノ鼻皮膚ニ生ジタル一種ノ疾患ニ就テ……………ドクトル ヤダツソーン  
○癰ノ稀有ナル合併症……………ドクトル ゲオルク、ベルク  
○葡萄酒釀母及粗製酒等ノ中ニ於ケル酒石酸ノ定量法……………ドクトル モスックチエンスキー  
○蔗糖ノ檢定ニ就テ……………ドクトル ペ、ドブリーチル  
○硼酸鹽中ニ於ケル硼酸ノ檢定ニ就テ……………ドクトル ハ、ホルントレーゲル

## ○雜纂

○剖觀上ノ腋窩動脈畸形……………醫學科二年生 吉池 省吾

## ○漫錄

○幕畔のちもひ……………有壁 秋琴  
○塵影(二)……………萍 生

## ○會報

○叙任及辭令○會員動靜○山碕教授の獨逸國留學○北豐吉氏の獨逸國留學  
○大西教授の新任○金澤病院院長の更任○故永井源吾氏の略歴○山碕教授の告別式○級會○日本神經學會の設立○十全會講話部大會○陸軍衛生部依託生徒の採用○新年の賀狀○退會、死亡及改姓者

## ○通信

○關口通太郎氏の通信

## ○公文

○石川縣令第一號○石川縣令第二號○海軍省令第二號○石川縣令第七號  
○石川縣令第八號○勅令第十四號○石川縣告示第三十五號○石川縣告示第四十二號

## ○會告

○寄贈書目○會費領収



抄 録

○原發性筋結核症ニ就テ

(Inaug.-Diss., Leipzig, 1901.)

エフ、スタインバハハ F. Steinbach 氏ハ二十歳ノ男子ニメ  
 從來常ニ健全ニシテ決シテ結核症ニ罹リタルコト無カリ  
 シ者ノ四頭股筋及膊撓骨筋ヨリ腫瘍ヲ摘出シ精密ナル顯  
 微鏡的検査ヲ行ヒタルニ此者ハ結核症ノ諸徴ヲ呈スルコ  
 トヲ發見セリ此腫瘍ハ再後亦處々ノ筋肉内ニ數多發生セ  
 シガ常ニ手術的ニ全ク之ヲ除去シ最後ノ手術ヲ施シテヨ  
 リハ今ヤ四ヶ月ヲ經過セリト著者ハチーグレル氏ト同ジ  
 ク信ジテ曰ク斯ノ如キ結核性ノ筋竈ハ結核菌ガ内部ニ潛  
 伏セル原發竈ヨリ血行ニ介シテ漂流シ來ルヨリ發生スル  
 者ニシテ從テ其豫後ハ疑ハシキ者ナリ是レ斯ノ如ク血行  
 ニ由リテ續々新タニ傳染ヲ來スルハ原發竈ヲ除クニ非ザ  
 ルヨリハ治癒ヲ期スル能ハザレバナリ云々 (默堂抄)

○唾液中ニ於ケル水銀ノ發現ニ就テ

(Archiv f. Dermat. u. Syph. Bd. LVI. Hft. 3.)

唾液中ニ於ケル水銀ノ排泄ニ就テハ從來研究セル者甚ダ  
 少ナキ所ナルガエム、オッペンハイム M. Oppenheim 氏ハ  
 ノイマン氏ノ「クリニック」ニ於テツヨロー氏ノ新規ナル  
 甚タ精密ニノ而カモ便利ナル水銀鑑試法ニ從ヒ多數ノ患  
 者ニ就テ此研究ヲ遂ゲ次ノ成績ヲ得タリ即チ水銀療法ヲ  
 行フニ際シ常ニ排泄セラル、所ノ水銀ハ注射法ニ於テハ  
 塗擦法ニ於ケルヨリ早く發現シ此面法ニ於テ水銀ノ唾液  
 中ニ發現スルハ尿中ニ發現スルヨリ遅ク又溶解性水銀鹽  
 ノ注射ニ於テハ水銀ハ塗擦法ニ於ケルヨリ早く唾液中ヨ  
 リ消散シ又尿中ヨリハ唾液中ヨリ早く消散スルモ只長ク  
 水銀ヲ蒸散スル室内ニ居ルルキハ水銀ハ唾液中ニ現出スト  
 云フ (南溪抄)

○小兒ノ鼻皮膚ニ生ジタル

一種ノ疾患ニ就テ

(Arch. f. Dermat. u. Syph. 1901. LVII.)

ヤダツン、Jadassohn 氏ハ小兒ノ鼻ノ皮膚ニ生シタル一種ノ疾患ニシテ從來未ダ記載セラレザル者ノ五例ニ就テ報告セリ曰ク此疾患タル經過甚ダ緩慢ニシテ臨床上ニハ皮膚ノ潮紅ト細小ナル丘疹若クハ膿疱疹ヲ見ルノミニシテ組織學的検査上之ニ特異ナルハ汗腺排泄管ノ周圍ニ浸潤ヲ呈スルニ在リ而シテ局所ノ汗分泌ハ多ク増進ス此症ハ頑固ニシテ甚ダ治シ難キモ亦年餘ニシテ消散スルモノ、如シト原因ハ全ク不明ナリ著者ハ症候的ニ之ニ命名シテ „Dermatitis mikropapulosa (oder Granulosis) erythematosa hyperidrotica chronica nasi” 或ハ短簡ニ „Granulosis tubra nasi” ト云ヘリ (南溪抄)

○癰ノ稀有ナル合併症

(Monatsh. f. prakt. Dermatologie XXXIII)

ケオルク、ベルグ氏ノ報告ニ曰ク四十四歳ノ鍛冶工左側腰部ニ廣大ナル癰ヲ發シタリシガ次デ攝護腺ニ著シキ腫

脹ヲ來シ又膀胱炎及副睪丸炎ヲ合併セリ但シ淋疾ハ證明スルコト能ハズ而シテ攝護腺ハ化膿シ膿竈ハ尿道中ニ破開シテ膿ノ一部ハ膀胱内ニ入り以テ膀胱炎ヲ起シタルナリ其後一ケ年ヲ經テ同患者ハ蟲様突起炎ニ罹リ其治癒スルニ臨ンテ右側腰部ノ左側前患部ト全ク同一ノ所ニ再ヒ同一大ノ癰ヲ生シ之ニ次デ右側ノ坐骨神經痛ヲ起セリト著者以爲ク此連貫セル發症ハ傳染原竈ハ恐ク攝護腺膿瘍ナラムト (默堂抄)

○葡萄酒釀母及ヒ粗製酒等ノ中ニ

於ケル酒石酸ノ定量法

(Fresenius, Zeitschrift, analyt. Chemie, 1900. 92)

ヨーン、モスツクツェンスキ氏ハ次ノ單簡ナル方法ヲ實用ス可檢品ノ細末トセルモノ、五瓦ヲ取り之ニ過剩ナラサル稀硫酸(一二%)二十六立方「センチメートル」ヲ加ヘ暫時放置シ之レニ九十「プロセント」ノ亞爾箇保爾ヲ加ヘ全容二百五十立方「センチメートル」トナシ精密ニ振盪混和シ然ル後其澄明ナル濾液二百立方「センチメートル」ヲ取

リ之レニ醋酸加留謨ノ亞爾箇保爾性溶液ヲ加フルニ在リ然ルキハ硫酸ハ硫酸加留謨トナリ溶液中ニ溶存シ酒石酸ハ酒石トシテ沈降スベシ而シテ酒石ヲシテ最モ能ク沈降セシメンガ爲メ其他尙之レニ格魯兒加留謨飽和液ノ五立方「センチメートル」ヲ加フルニアリ茲ニ於テ其可檢液ノ少許ヲ濾過シ濾液ニ醋酸加留謨溶液ノ少許ヲ加フルニ最早沈澱ヲ生ゼサルニ至レバ之ヲ六時間放置シタル後濾過シ九十「プロセント」ノ亞爾箇保爾ニテ沈澱ヲ能ク洗滌シ而シテ茲ニ得タル沈澱ヲ普通ノ方法ニヨリ定規濁液ヲ以テ容量的ニ定量スルニ在リ

但シ以上試験液ノ全量二百五十立方「センチメートル」中ニ於ケル沈澱ノ容積ニ對シテ之ヲ校正セザル可カラズ即チ其補正トシテハ五瓦ノ葡萄酒釀母ニ對シ一、二立方「センチメートル」ノ溶液ニ一致スルモノトス而シテ又亞爾箇保爾中ニハ多少酒石ヲ溶解スルモノナルヲ以テ其減量ニ於ケル誤謬ハ試験ニヨリテ得タル成績ニ對シ酒石量ノ〇.三三「グラム」ヲ加入セザル可カラズ

又燐酸ヲ存在スル場合ニアリテハ得タル成績ハ實際ニ於テ増加スルモノトス但シ此誤謬ハ著者ノ報告ニ依レハ常ニ一定ノ增量ヲ來スモノニシテ即チ一分子ノ燐酸( $P_2O_5$ )ニ對シ一分子ノ酒石酸ヲ多ク檢出スルモノナルヲ以テ茲ニ得タル成績ニ對シ燐酸ニ對應スル酒石酸ノ量ヲ減セザル可カラズ (謙中抄)

### ○蔗糖ノ檢定ニ就テ

(Fresenius, Zeitschrift, f. analyt. Chemie, 1900, 56.)

佛國砂糖製造會社ニ於ケルペ、ドブリーチル P. Do-b-riner. 氏ノ報告ニ依レバ蔗糖ヲ檢セント欲スル可檢品ニ一二滴ノ古梭爾篤液及ヒ稍過剩ナル那篤倫濁液ヲ加フルニ若シ蔗糖ノ存在ニアリテハ紫色英色ヲ呈スベシ然ルニ「デキストローゼ」ノ存在スル場合ニ於テ初ノ青色ヲ顯ハシ後綠色ヲ呈スルモノナリト而シテ上ニ記載セル蔗糖ノ反應ハ「デキストローゼ」中ニ含有スル蔗糖ノ含有比例

(1:9)ノ場合ニ於テモ呈色スルモノナリト、但シ可檢液ノ染色セルモノニ在リテハ豫メ試験前ニ血炭ヲ以テ脱色スルヲ要ス (謙中抄)

### ○硼酸鹽中ニ於ケル硼酸ノ

#### 檢定ニ就テ

(Fresenius, Zeitschrift, f. analyt. Chemie,

1900, 92.)

己ニ知ラレタル如ク硼酸鹽中ニ於ケル硼酸ハ亞爾僑保爾及ヒ濃硫酸ヲ注加スル後其焰色ニ依リ檢定スルノ方法アリト雖ハ、ボルントレゲル氏ハ此檢定法ヲシテ最モ鋭敏ナラザルモノトセリ因テ次ノ如ク謂ヘリ即チ可檢物ヲ白金板上ニ熱スルニ遊離硼酸ノ存在スル場合ニアリテハブンゼン氏燈ノ火焰ヲシテ直接ニ綠染スレトモ硼酸鹽ニアリテハ此際染色セズト、夫レニ反シテ硼酸鹽ハ獨リ弗化水素酸ノミヲ加ヘ熱スル際既ニ染色スルモノナリ或ハ硫酸安門及ヒ礮砂ヲ加ヘ熱スルカ(淡綠色)或ハ硼酸及ヒ

鹽酸ヲ加ヘ熱スルカ若クハ硫酸及ヒ硝酸ヲ加ヘ熱スルカ又ハ鹽酸及ヒ硝酸ヲ加ヘ熱スレハブンゼン氏燈ヲシテ美麗ナル綠色ヲ呈セシム、就中直チニ染焰シ且ツ硫酸及ヒ亞爾僑保爾ノ場合ニ於ケルガ如ク後ニ染色ヲ呈セズ故ニ本檢定法ハ遙ニ優レルモノトセリ  
其他又水素發生裝置中ニ於テ單ニ鹽酸ヲ以テスルカ或ハ硝酸或ハ硫酸ヲ以テ熱スル際硼酸鹽ニアリテハ其焰ヲシテ綠染セザルモノナリ (謙中抄)

\* \* \* \* \*

## 雜 纂

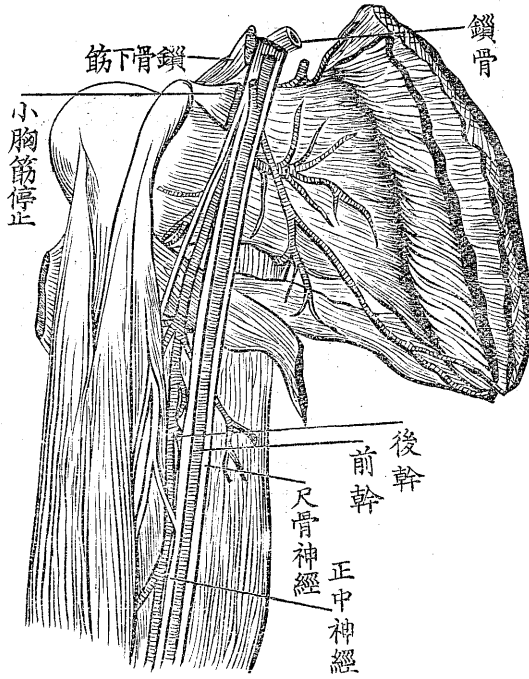
### ○剖觀上ノ腋窩動脈畸形

醫學科二年生 吉池 省吾

曩ニ松山俊夫氏尺骨動脈異常ヲ剖觀セラレ本誌第二十號ニ報告セラレシガ茲ニ今又同一系統ノ上肢ニシテ腋窩動

脈ニ奇異ノ變狀ヲ呈スルコトヲ剖觀セリ

解剖上ノ統計ニ依ルニ腋窩動脈ハ一幹ニシテ鎖骨下動脈ノ一系ヲナシ膊神經叢ノ前内方ニアリ而シテ正中神經ハ



二根ヲ以テ其ノ内外側ヨリ起リ動脈ノ前側ニ於テ幹ヲ爲スヲ常トス然ルニ本屍ニ於ケル腋窩動脈ハ小胸筋停止部ノ後方ニ於テ同大ノ前後二幹ニ分岐シ後幹ハ正中神經ノ

後方ヲ下リ上膊諸筋ニ分岐スル數枝ヲ放チ漸ク最小トナリテ肘關節部ニ終レリ前幹ハ正中神經二根ノ間ヨリ同神經ノ前方ニ出テ正中尺骨二神經間ヲ下行シテ二頭膊筋腱膜ノ上約一仙迷ノ部ニ於テ尺橈兩動脈ニ分ル經過中一分枝ヲモ認ムルコトナシ

後幹ハ鳥喙膊筋及内轉筋ノ内側ニ頭膊筋ノ下際ヲ下リ其ノ經過中ニ起ル著名ナル枝ハ前後廻旋上膊動脈肩胛下動脈及深膊動脈上下尺側副動脈ナリ就中後廻旋上膊動脈ハ異常ニシテ上下二枝アリ上枝ハ細シト雖トモ一般定型的行路ヲ取リ濶背筋大圓筋停止部ノ上縁ヨリ三角筋下ニ出デ下枝ハ前者ヨリ稍々太クシテ大圓濶背兩筋停止部下際ヨリ三角筋下ニ出デ前者ノ枝ト吻合ス

前幹ハ其始メニ於テ小ナル胸肩蓋動脈ト大ナル胸背動脈廻旋肩胛動脈長胸動脈ノ總幹ヲ放ツノ外カニ枝ヲ生スルコトナシ(挿圖參照)

解剖上動脈ノ異常少ナカラスヘンレー氏ノ解剖書ニ上膊動脈ノ經過ハ正中神經ノ前側ヲ通過スル例及腋窩動脈ヨ



リ尺機動脈ノ分流スル場合等甚タ少ナシトセスト然ルニ  
余ノ剖觀的畸形ニ酷似セル者アルヲ認メス依テ本誌ノ餘  
白ヲ借り諸君ノ參考ニ供スルトトセリ

\* \* \* \* \*

漫 錄

○墓畔のれもひ

有壁秋琴

木枯しのいと冷かに身にしむ夜半、われ獨り月を仰で、  
橋上あそむ、四隣人定まり天地死せるが如く、孤輪皎と  
して橋畔苔蒸せる古塚と照し、流水聲潺々として流る、  
由來河畔の楊柳は幾度枯れて幾度青みけむ、春毎又漂は  
す落花、秋毎に流す紅葉、積まば正に山をや成さむ、鳴  
呼！この落花とこの枯葉とは何處に流れて如何になり果  
てけむ、人生も亦まことにかくの如し、昨日は今日の昔  
どあり、今日と明日の夢となる、今古塚に向ひて問へば

塚黙々、風餐雨蝕將た誰とか祀れる、よしやその名古代  
に達するものなりとも、いかにして如今彼れと崇拜敬慕  
するものあるを知らむや、錦繡に花を驚あし一夜に千金  
の春を誇りし人も、白馬金鞍揚々乎たるの徒も、長暝地  
下に眠るに於て乞丐兒と何ぞ異あらむ、嶮嶮たる荒殿空  
しく帝子の名残を止め、黄昏の雀鴉又た王孫踏舞の地よ  
啼く、英雄の專業も兒戯に等しく豪傑の一生も是れ一局  
の碁に異ならざ、黑白を異にして劔戟を振ひ、一勝の爲  
めは萬骨枯れ盡して残るものば何物ぞ、烏江に愛馬長鳴  
すれば霸王既に冷軀とあり、一炬三月を紅にせしの手も  
遂に劔鏑を免かると得ず、一號二十萬と抗せし口長く  
開く能とざるなり、君見せや伏水の紅桃豊公の盛時人花  
の如く、絶海の連檣百萬の兵滄波と渡りし千古の壯圖も  
だ、阿彌陀羣頭黑風白雨一片の冷石と化し畢りしを、  
あ、夢乎眞乎人生は管に天叟掌上一種の玩物に過ぎざる  
乎、古塚聲なく流れ滔々として依稀、しかも逝者茫茫と  
して今何處ぞ、花に開落の恨あり、人に生死の變あり、爾

水や不老不死なり、抑も水や既往潺々々の聲と發せしこと幾千載ありけむ、以往涓々の響と放つこと幾萬載なるかむ、人生限あり水命窮ふし、水に向ひて舊を問へば水答へぎ、呂律抑揚流下するのみ、あはれ、果なきは人生なる哉、人は蜉蝣の朝に生れて夕を知らさると笑ひ憫む、しかも百歳の春秋、これとあの水に比せれば如何、謂ふ勿れ満ちて虧くるは月の習ひ、生れて死するは人の常なりと、月の虧滿は一時の變象、恰も人の眠れるか如し、眠れば覺むる時もやあふむ、虧ければ満つる時もやあらむ、眠りて復た覺めぎ、虧けて再び満たず、獨り悲しさと死なりけり、生や死や思へば怪しき事の極あり、生何處よりか來り死何處にか去る、夜半月を仰ぎ水に伏して靜思沈想するときは、萬解の疑更に深うして迷霧遂に散するの期なし、あゝ、われは永く生死の暗霧中に彷徨せざるべからざるか、あゝ、月は皎として常に輝き水は澄々としてどこしなへに流る、月や水や皆其命等しく無窮、而かも昨日の人は今日の人あらず、哀れ悲しきは人生、

羨しきは月と水、白露天にこほり六花地に満つ適ま一陣の朔風颯として到り、橋畔の枯葉搖落するもの三五葉、天外の遊士をして轉た斷腸の思あふしむ。

### ○塵影

(二)

萍生

○世に、多く不平と藏する人程めでたし、不平を想ふ、已に其人の器量の、此に對する待遇と其懸隔の、餘りに、大なるより胚胎する事多く、而も斯般の不平は一變して奮立の基源となり、希望の光明となり、凝りて、理想の標準となる事多し、  
最も此處に云ふ、不平は、猥りに自己の、不當の要求の容れられざる等より起る抱負なきの不平と云ふものは非らぞ。

○斯般の不平は、最も多く、逆境あ立つ人よ於て見る、鳥は歌ひ、人は笑ふ、嬾々たる南風も、無爲無能おして暖衣飽食、四六時中蠢々たるの輩は、吾輩の甚だ好まざるもの、英氣裡に鬱勃たるの士は、宜敷進んで逆境を希

ふ可く、精神的逆境は、能くンが頭腦と研き、肉体的逆境と、身体の抗抵を強ふす、強ひて、逆境と希ばざるも、せめては、少なくとも逆境に立つ時の覺悟なかる可からず、逆境は人の試験石なり。

○世界に於て大あるものは、唯一の人類あるのみ、然して、人に於て最も尊きは、唯だ性格あるのみ。(エヴァーツ)

○運命は、予の者に非らず、予も又運命の者にあらせ、心靈には、征服者あるものは非らざるなり。(フライデン)

○總て此者を超えて自己を自重せよ、自己を辱かしむるものは自己にあり、然り、自重は甚だ結構なるものあり、男子の性格中最も美なるものなり、然れども、自重は常に相當の實力と伴はざる可からず、即ち自重自負の度と、實力の量とは大概に於て一致せざる可らき、見よ、相當の實力を伴はざる自重自負は、實際お於て、事毎に如何も、煩悶苦惱と生ぜしむるかを、進退維谷まるてふ、古武士の歎聲にあらねど、名維保たんとすれば力維不足てふ、苦悶轉々の醜態を演出せしむるものなると知ると其

に、自重の度の實力の量より愈々大なる程、苦悶は、愈々深大あるものなる哉、覺悟せざるべからず。

○品性は勢力あり、感化力なり、其は朋友と作り、資本を作り、恩寵を得、補助と得、其は富貴、尊榮、幸福に至る最も容易なる道程なり。(ホーッエス)

○ペーコン氏曰ふ、勉學は學問の効用を教へせ、唯觀察を以て得たる實際的智識なるものあるを教ふるありと、悉く書を信ずる、書みきふ若くず、書籍の虫となり、書籍の人とあるは、實際に遠ざかる所以あり。

○功名心は、人の生命なり、活動の手綱なり、青年は、之お因りて起ち、人、此れに據りて動く、而して日常謂ふ所の功名心、即ち我欲的功名心に走るの人は、多くは盲なり、現金的あり、裸体的なり、あるが故に危険多くして殺風景、而も其の人の性格に於て一点掬す可く、尊ふ可き所なく、其末路屢々哀む可きものと見る、然れども、忠愛より起る献心的効名心に至りては、甚だ高尚にして潔白、多く博愛的ななり、道德的あり、理想

的なり、吾人は茲に至りて常に、ワットが病軀、猶ほ藥鐘を擁して、蒸氣を眺め、ラップピアが椅子を焼き、机を焚きて煤爐に粘土を弄したる、ニュートンが理學の研究に餘念なく誤て袖時計を養たる時等の心事を深く想ふて轉た敬慕の念に堪へざるなり、吾人は甚だ前者を是とせざるど共に、強く後者を揚ぐるものなり。

○才能と機智、才能は何を爲す可きやを知り、機智は如何に爲す可きやを知る、才能は事を爲すの力あして機智は熟練なり、才能は理論的にして、機智は實用的なり、論議するは達學の人なり、されど、實際に働くは實用の人也。

○狂氣を静め、獸類の猛惡あるとも和ぐるの力は、眼の後口に潜める力にあり。(エマーソン)



會報

○叙任及辭令

時國 良作

石川縣鳳至郡伏戸尋常小學校醫ヲ囑託ス  
年手當金十二圓給與

石川縣鳳至郡金藏尋常小學校醫兼務ヲ囑託ス  
年手當金五十錢給與

石川縣鳳至郡時國尋常小學校醫兼務ヲ囑託ス  
年手當金五十錢給與

石川縣鳳至郡敷戸尋常小學校醫兼務ヲ囑託ス  
年手當金五十錢給與

(十二月十七日、石川縣)

金澤醫學專門學校教授

湯目 隆績

十二級俸下賜

(十二月二十一日、文部省)

叙從五位

正六位勳六等

高安 右人

叙從六位

正七位

村上 庄太

叙正七位

從七位

高山 基重

(十二月二十六日、宮内省)

海軍大軍醫正七位 鈴木寬之助

明治三十三年清國事變ニ於ケル戰功ニ依リ

金七十圓ヲ賜フ

(十二月二十八日、賞勳局)

諸角 友平

石川縣珠洲郡小木尋常小學校醫ヲ囑託ス

年手當金十二圓給與

(二月三日、石川縣)

講師ヲ囑託ス(物理學擔當)

(二月十四日、本校)

免本職須磨乘組被仰付 竹敷要港部附海軍中軍醫

(二月十五日、海軍省)

免本職

(二月二十三日、陸軍省)

各通

石川縣金澤病院醫員 松田龜太郎  
全 上 河野 勇

依願職務ヲ免ス

(二月四日、石川縣)

群馬縣へ出張ヲ命ス

(二月十四日、內務省)

依願雇ヲ解ク

(二月十八日、本校)

雇 安田藤次郎

叙正七位

叙從七位

叙從七位

(二月二十日、宮內省)

從七位 岩田 一  
正八位 熊谷兵次郎  
正八位 松浦 啓三

依願囑託ヲ解ク

石川縣金澤病院內科第二部長囑託

佐々木 達

石川縣金澤病院長兼內科第二部長ヲ囑託ス

(二月二十日、石川縣)

三級俸下賜

(二月二十一日、內務省)

雇申付

病理副手ヲ命ス

(三月一日、本校)

免本職補臺北衛戍病院附

步兵第七聯隊附陸軍三等軍醫

小林 茂樹

任金澤醫學專門學校教授

(三月三日、陸軍省)

叙高等官四等

(三月六日、內閣)

年俸五百圓下賜

(三月六日、文部省)

金澤醫學專門學校教授

大西 克孝

金澤醫學專門學校教授 大西 克孝

金澤病院内科第一部長ヲ囑託ス

年手當金貳千圓給與

(三月十日、石川縣)

○會員動靜

▲竹松衛氏 特別會員たる同氏は過般來金澤市金城療病院へ勤務せらる

▲池田耕氏 特別會員たる同氏は去一月十五日陸軍々醫學校學生として入校せられたり

▲鹽谷義一氏 特別會員たる同氏は竹敷要港部附ヲ免せられ須磨乗組と命せられたる由

▲生駒廣太郎 特別會員たる同氏は陸軍一等軍醫として基隆衛戍病院勤務のところ今般辭職の上開業せらる、由

▲神坂勇治氏 特別會員たる同氏は舊職より金澤市止善堂病院へ勤務せらる

▲杉本悦敏氏 特別會員たる同氏は目下金澤市止善堂病院に勤務せらる

▲關口通太郎氏 特別會員たる同氏は一年志願兵として麻布營所に入營の處舊職現役に轉し現今陸軍三等軍醫として東京衛戍病院に勤務せらる

▲毛利靜一氏 特別會員たる同氏は七尾第一病院に勤務せらる、由

▲安田藤太郎氏 特別會員たる同氏へ今般都合依り辭職せらる

▲中屋重樹氏 金澤電氣株式會社技師長たる同工學士と本校講師を囑託せられ一月中旬より物理學の講義を擔任せらる

▲久津木勝作氏 同氏へ一月十五日出京せられ醫科大學外科介補となり通勤せらる、由

▲兒島亮吉氏 同氏は昨年末金城療病院勤務を辭し本年一月三日上京せられ醫科大學皮膚癩毒科傍觀生として出勤せらる、由

▲吉田幡誠氏 豊橋病院勤務の同氏と亡嚴父三週忌法要の爲め二月十日歸澤せられ十九日歸院せらる

▲吉田幡誠氏 豊橋病院勤務の同氏と亡嚴父三週忌法要の爲め二月十日歸澤せられ十九日歸院せらる

▲河野勇氏 金澤病院眼科に勤務せられたる同氏の二月初旬辭職せられたる聞く氏之郷里福井に於て開業せらるゝ見込なりと

▲松田龜太郎氏 金澤病院内科醫員たりし同氏の二月初旬辭職せられたり

▲小西俊三氏 之病理學助手として三月上旬より本校に出務せらる

▲宮井勇氏 河野勇氏の後任として金澤病院眼科に勤務の筈

▲眞柄佐一郎氏 は松田龜太郎氏の後任として金澤病院内科に勤務の筈

▲爪生尹重氏 之郷里武生に開業の處所用の爲め一月四日出京せられ近日歸國の旨通知ありたり

▲辻本辰之助氏 は金城療病院へ勤務の筈

▲酒井佐太郎氏 は陸軍豫備勤務濟次第歸國の上開業せらるゝ由

▲小栗熊次郎氏 特別會員たる同氏は昨年來東京醫科大

學皮膚病梅毒科に於て研究せられたるが今般縣立福井病院の聘に應じ同院皮膚病梅毒科部長に任命せられたりと云ふ

▲山田幸太郎氏 之豫て東京醫科大學皮膚病梅毒科に於て介補たりしが今回其職を辭し金澤市金城診療病院に入られたり

▲松田菊治氏 特別會員たる同氏の先頃母堂病氣の報に接し名古屋へ赴かれたりしが去八日歸校せられたり

▲大西顯造氏逝矣 特別會員たりし同氏は肺結核症に罹られたることは豫て聞く所なりしが昨年十二月中俄かに著しき咯血を來し遂に同月二十日易簣せられたりと云ふ

氏の如き温厚篤學にして將來大に爲すあるの身を以て一朝空しく志を齎して逝く寔に痛惜の至りに堪へざるなり

▲永井源吾氏逝矣 特別會員にして陸軍三等軍醫なりし同氏は過般第五聯隊第二大隊の雪中行軍に際し特志を以て從軍したりしが他の將校士卒と共に空しく凍死せりと云ふ吾人は深く氏乃志を嘉みとると同時に其心事を哀む

ものあり尙氏の略歴及遭難の模様等と會報欄内に詳なり

### ○山崎教授の獨逸國留學

豫て病理學研究の爲め滿二ヶ年間獨逸國へ留學を命ぜられたる本校教授兼金澤病院長山崎幹氏は愈よ去二月八日當地と出發上京せられさりしが同月二十二日日本郵船會社の丹波丸にて横濱と出發せられたりと云ふ余輩は鶴首して氏が研鑽の効を積まざ無事歸校せらるゝの日を俟つや切なり

### ○北豐吉氏の獨逸國留學

本會特別會員にして東京醫科大學衛生學教室の助手たりし同氏は今回自費と以て獨逸國へ留學せられたりしが氏と二月下旬來澤し本月八日横濱解纜の「ロイド」會社の瀛船「キヤウチャウ」號にて出發せられたり聞く氏ハ先づ「ライプツヒ」に直行し同地より於て主として衛生學及黴菌學の化學的方面を研究せらるゝ豫定など云ふ。因に云同氏の留學に付金澤醫學專門學校及金澤病院の有志者并

に市内開業の同業諸氏と去二月五日氏の行と壯にせんが爲め金谷館に於て盛なる送別會を催したり

### ○大西教授の新任

曾て第一高等學校醫學部(在千葉)に教授の職を奉せられ後愛知縣醫學校教諭兼名古屋病院内科部長に轉じ去明治三十三年同校を辭し獨乙國へ留學し専ら内科學を研究せられ本年一月歸朝せられたる醫學士大西克孝氏と今般我が校の聘に應じて教授に任せられ山崎教授の後任として内科學講義及臨床講義を擔任せらるゝことなれり吾人はこゝに雙手を舉げて此の良師と獲たるを祝と。因ふ氏ハ又同時に石川縣廳より金澤病院内科第一部長を囑託せられたり

### ○金澤病院長の更任

別項記載の如く金澤病院長山崎幹氏と職を辭せられたるに付本校教授兼内科第二部長たる佐々木達氏は新たに病院長兼務と囑託せられたり



○故永井源吾氏の略歴

歩兵第五聯隊第二大隊付の醫官として田茂木野の風雪の中に悲壯慘怛たる運命を共みしたる故陸軍三等軍醫正八位永井源吾氏と嘗て長らく我十全會々員たりしこと諸君の熟知するところなり、今その履歴を得たれば其大要を略記すべし。氏の舊姓竹村、石川縣士族にして、金澤市十三間町中町二十五番地に住せり。明治二十五年九月舊第四高等學校醫學部醫學科へ入學、全三十年十一月十日卒業、全十二月一日一年志願兵として歩兵第七聯隊へ入隊、同三十二年十二月現役に轉じ、陸軍三等軍醫お任せられ、歩兵第五聯隊附に補せられ、其最後の日よ迫びたりき。氏と故郷金澤に老北堂と、在勤地に令閨と愛兒とを残して遠く幽冥界の客となりぬ、寔に悲しむべき哉。前途多望の士、享年僅かよ二十九、其致命の真相、吾人後輩の欽慕讚嘆に値するものあり、尙左に二月二十日發刊の北國新聞に掲げらる一節を抄録す。

▲永井軍醫の死方(武谷軍醫正談) 悲慘の中よ我々が悦ぶのは同隊に附屬して、遂ふ命を殞した三等軍醫永井源吾の死方が誠に帝國陸軍の衛生官たる其本分を尽して居た事だ、永井は其前北海道の軍隊に附て居て雪中行軍の事には頗る研究した實驗もありて今度も自身の附て居る軍隊ではないが自分で請願して此行軍に屬して行き年來研究した雪中行軍の衛生方法を一と先完結して世お公にしやうとの志望であつた、そこで今度の災害に逢ふや他の人々が彼の炭小屋と見付て一人入り二人入り遂よ七八人此炭小屋へ集りた時此永井三等軍醫も此炭小屋へ廻り着いて其中に入り他の人と面を合せ萬死を出て一生を得べきを喜び居たとたん屋外遙よ救を求むる助けて呉れよの聲が遠く聞わたところ永井と其聲を聞付て此聲を聞ての職務上捨て置れぬとて直も屋外に出で救に赴きたが夫限り行方が知れなくなりて遂に凍死と考定するに至つた、此永井の實も帝國陸軍の衛生官たる本分と盡したもので後世の龜鑑とすべきである、此他の人々も定めて同じ心であつたのだらう兎に角我々の豫備でも如此輩が同僚であると思ふと實に嬉しい此事のどうか世間の人々お知らせたものである云々

## ○山崎教授の告別式

本校教授山崎幹氏は愈々今回留學の途に上らるゝに付き去三月七日午後一時半本校濟々堂に於て告別式を施行せり。定刻校長初め諸教授、講師、職員學生一同整列し先づ高安校長登壇送別の辭を朗說せられ學生總代加納君滔々累千言哀別の辭あり次て山崎教授告別の挨拶ありて式を終り直ちに同所より於て送別茶話會を催す學生總代土田君起て今や別離に際し聊か教授掬育薰陶の勞に報い且つは後年の紀念の爲め學生一同より金牌を送らんことと披露せられ次て目錄を呈す教授起て謙讓なる挨拶あり暫時別情戀々一座肅然たり高安校長起て行を盛よせんことと唱へられ木村博士亦起ちて訓戒的談話あり詩吟あり諧謔交も至る學生亦名譽の此行豈黙々の裡に葬られんや越田君の演說あり、池田君の詩吟其他餘興數番あり山崎教授も亦起て一場の挨拶あり萬歲聲裡に閉會せし雀鴉嗚に歸らんとするの頃なりき。

附記す同教授の翌八日午後一時五十二分當地を去られんとするに臨み金澤停車場に送るもの當市の醫士紳士紳商其他數百名、學生半千なりき。

## ○級會

▲四年級々會 一月十九日午後二時、四年級々會を本校内濟々堂より開く。本日は下平、佐々木、村上の三教授及宮川先生臨席せられ、一同茶菓響應の裡、席上村上先生の正月の夢の話、下平、佐々木両先生の失敗談、續て宮川先生の煙筒の滑稽的談話等あり、尙ほ餘興として級中七大家の撰擧などありて午後五時頃散會せり。

▲醫學部一年級々會 一月廿五日正午開會、來會者石川教授、福見宮川兩助教及同級生七十七名、先づ石川教授の開會の辭、次で福見宮川助教及再び石川教授の講演、次で宮本、佐々木、金子等の諸子の演說あり、餘興としと福引。散會午後六時。

▲醫學部三年々級會 二月廿二日午後三時濟々堂より於て

開會、高安、木村、下平、佐々木、村上の五教授の臨席あり演説、談話、茶菓饗應等、例によりて例の如し。午後六時半閉會。

### ○日本神經學會の設立

同會の今回東京醫科大學教授吳、三浦兩博士の發起にて創立せられ四月中に之同會員は雜誌を配布せらるゝ由なるが同會創立賛成員の一人たる本會特別員松原三郎氏より其規則書を送附し來りたれば之を左に掲ぐ

#### 日本神經學會規則

- 第一條 本會ヲ日本神經學會ト稱ス
- 第二條 本會ハ神經系統及精神ノ生理的及病理的講究ヲ目的トス
- 第三條 本會會員ハ本會ノ目的ヲ翼賛スル醫士及其他ノ有志者トス
- 第四條 本會事務所ヲ假ニ東京帝國大學醫科大學精神病學教室内ニ置ク
- 第五條 本會ニ幹事及評議員ヲ置ク
- 第六條 幹事ハ三名トシ本會一切ノ業務及次年度ノ集會ニ關スル事務ヲ處理ス
- 第七條 評議員ハ十五名トシ本會ノ重要ナル事件ヲ審議ス
- 第八條 評議員ハ會員ノ投票ヲ以テ在京會員中ヨリ選舉ス
- 幹事ハ評議員ノ互選ニヨリ之ヲ定ム
- 幹事及ビ評議員ハ其任期ヲ各一ケ年間トシ滿期後再選スルヲ得

第九條 集會ハ毎年一回四月ニ之ヲ開ク

但シ次會集會ノ開設地ハ集會ノ決議ニヨリ其都度之ヲ定ム

第十條 集會ニ於テハ前年度ノ事務會計報告、演説、談話、討論、遊覽及懇親會等ヲ行フ

但シ報告演説談話等ハ會員外ト雖モ有志者ノ傍聽ヲ許スヲアルベシ

第十一條 本會ハ隔月一回雜誌ヲ發行シ之ヲ日本神經學雜誌ト稱シ無料ニテ會員ニ配布ス

第十二條 入會セントスル者ハ姓名、族籍、職業及現住所ヲ詳記シテ事務所ヘ申込ムベシ

第十三條 退會セントスル者ハ其旨事務所ヘ申出ヅベシ

但シ既納ノ會費ハ之返附セズ

第十四條 本會ハ毎年四月ヨリ翌年三月ニ至ル十二ケ月間ヲ以テ會務處理ノ一年度ト定ム

第十五條 會員ハ會費トシテ一ケ年金二圓ヲ前納スベシ

但シ毎年三月中ニ次年度ノ會費ヲ納メ十月以後入會スル者ハ半年額ヲ前納スベシ

第十六條 前條ニ違反スル者ハ直ニ雜誌ノ配布ヲ受クルノ權利ナキモノトス又會費ノ滯納一年ニ及ブ時ハ退會者ト認メラルベシ

第十七條 本會ノ經費ハ會費及其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

但シ集會ノ費用ハ其幾分ヲ特ニ徵收スルヲアルベシ

第十八條 本會ハ有志者ヨリ寄附ヲ受ケタル時ハ金員ハ之ヲ基本金ニ編入シ物品ハ永ク之ヲ保存ス

第十九條 會員ニシテ本會ノ規則ヲ遵守セズ或ハ本會ノ面目ヲ汚ス所爲アル時ハ集會ノ決議ニヨリ之ヲ除名スルヲアルベシ

但シ既納ノ會費ハ之ヲ返附セズ

第二十條 此規則ハ集會ニ列席セル會員ノ三分ノ二以上ノ賛成ヲ經ルニ非ザレバ變更スルヲ得ズ

創立創立發起人

(いろは順)

吳 秀 三  
三浦 謹之助

賛成員

伊藤 隼三	入澤 達吉	井村 忠介	戸祭 文造
大澤岳太郎	大谷 周庵	大西 銀	大西 克孝
岡田 榮吉	片山 國嘉	上坂 熊勝	笠原 光興
川原 汎	吉川壽次郎	高橋 堅	高島平三郎
田口 和美	多納榮一郎	坪井 速水	大西龜太郎
長松將之輔	村山知二郎	内田 守一	山極勝三郎
山根 文策	山田 鐵藏	山崎 幹	山本 宗一
松原 三郎	松本亦太郎	松本孝次郎	藤浪 鑒
福來 友吉	富士川 游	小金井其精	青山 胤通
荒木蒼太郎	榑保 三郎	酒井 榮次	北林 貞道
三浦 守治	三宅 鑛一	峯 秀世	島村 俊一
平井 政彦	元良勇次郎	鈴木文太郎	

○十全會講話部大會 同會は來四月廿七日春陽駘盪の佳

候とし本市兼六公園内縣會議事堂に於て開かるゝ由委  
しくは本誌廣告欄内を見られよ

○陸軍衛生部依託生徒ノ採用 通常會員醫學科第四學年

生藤浪謙、太田長作、須田嘉三郎、全第三年生羽根田信次、  
吉井康次郎、小島顯治の六氏及び藥學科第三年生宮川一

雄氏はいづれも客月三十一日附と以て陸軍衛生部依託生徒を命ぜられたり

○新年の賀狀 左の會員諸氏より本會へ新年の賀狀と寄せられたり

△特別會員ノ部

田上 清貞君	北 豊吉君	宮島 健治君
新谷 信吉君	森 亮君	時國 良作君
濱口 廣海君	橋本與次郎君	千葉 玄也君
大西 瀨治君	渡 孚貞君	金子太須計君
藤井 助雄君	松王 數男君	松井梅次郎君
松井梅次郎君	松原 三郎君	山崎芳太郎君
中西政太郎君	中野 才幸君	中島 正恭君
吉田 幡誠君	輕部 修一君	久津木勝作君
辻岡 律君	杉山 弘齋君	藤井榮四郎君
柳原 久君	毛利 靜一君	森田 齋次君
田代 保二君	武田久米藏君	橘 佐内橘
橘 薰君	武田 正壽君	高松 多齋君

高岡 高勝君  
 高松 岩吉君  
 諸角 友平君  
 廣野喜久雄君  
 橋本喜久三君  
 中川 幸庵君  
 國分 金城君  
 關口通太郎君

△贊助會員

生沼 曹六君  
 神谷貞次郎君  
 吉川 砥直君  
 蓮村 外男君

△通常會員

田中 正鐸君

△元通常會員

原 清八君

○退會、死亡及改姓者

△退會

森井喜三郎君

通常會員

橋本常次郎

同

加藤 環

同

內山 隆吉

同

笹岡 芳名

同

山口辰五郎

同

入山 義信

同

山田 又一

同

碓井 等

△死亡

特別會員

永井 源吾

△改姓

通常會員

山下吉太郎ハ 三崎ト改姓

同

西 胤雄ハ 正胤ト改名

同

矢野 重春ハ 森澤ト改姓

同

館 謙吉ハ 鷺山ト改姓

\* \* \* \* \*

通信

○關口通太郎氏の通信

(一月十一日發 村上教授宛)

(前略) 近頃當病院に於て次の實驗を得候ふ付十全會雜誌の餘白を借り同學の士に頒たんと存候も却て拙劣ある

告の笑を受候も面白からずと考候爲御教授中引証の一例にも相成候は、本懐も存候ま、御報告申上候次第に御座候故御閑散の節御一讀なし被下候は、幸甚に御座候

(一例)本年十二月一日入營兵山梨縣北巨摩郡某村農、十二月五日午後四時一兵急報して曰く新兵某癩癩と以て只今卒倒せりと、直に行て診するに下肢を伸張し上肢は肘關節にて強屈手は固く握られ肘關節にて痙攣狀に屈伸し顔面潮紅、眼球舉上呼吸促進、口角より泡沫を出し仰臥位を取れり

由來新兵の入隊當時に於ては時々種々なる症狀を作り又は故障を訴へ軍醫と詐き除隊を方一に僥倖せんと企るものありと聞たるを以て先自己の腦裏に第一に詐病?として上記癩癩は極て類する症狀あるにも關せず毫も所置をなさず詐病着破を主とせり

開大せられて眼球舉上せられ爲に著しく大なる球結膜のみより成る眼球に指頭を觸るゝに眼瞼は閉鎖運動をなし數反復したるに流涙せり火を巻烟草に点し固く握れる拳の後方より不意に手背部に觸れたるに一回の殊に大なる肘關節の屈曲をなせり依て次に患者の眼上を

を経て故意に見得る如くし(數回の結膜の刺戟の際眼を僅に下轉せり)火を掌側に當たり後に此の部も水泡を生じる迄強力ありしも依然として感ぜざるものゝ如し其の他の腹筋舉拳筋等の反射は存す

以上の検査の結果次の二点を以て詐病と診定せり

- 一、症狀完全なるにも拘りて反射機能の存在すると
- 二、患者の見得る位置に當たる烟草の火に對し火傷に至るも反應なく不意に見能はざる所に觸たる火には著しき反應あり

翌日患者を一室に誘ひ且諭し且威喝せしに遂に其詐病にして除隊を希望せる旨自白せり

(二例)某兵二等卒(新兵)外貌愚なるが如し全身の皮膚黄色を呈し及諸粘膜も著しく着色せり自覺として頭痛眩暈食氣不振著しく糞臭(灰白便)等を訴へ受診す某軍醫一診直に黃疸と斷定し送院す

病院附某軍醫之れを診するに自覺症を喋々せると殊に其の糞臭及便白等人の注意せざる處を訴へ且食后に診せし時軟口蓋の著色と見ざるを以て疑と揀み白布を濕して試に其の胸部を拭たるよ白布は黃染せり直に詐病として其の所爲と詰りたるに次の答を得たり(且床下は黄色の粉末を得たり)

答 曾て一回黃疸と経過したるとありしを以て該症狀を羅列し以て練兵を休まんと計り眼には「コカイン」に混じて点滴し全身一般に塗布し其の少量を時々内服したりと

(三例)某中隊新兵癩癩を起せり該中隊所屬第一高等學校醫學部出身某見習醫官之れを診し癩癩と確診入院せしむ病院附軍醫某足跡を輕搔し眼瞼の反射等によりて看破せり

以上三例餘り珍らしき實見あては無之候はんも初て遭遇仕候故御報告申上候御閱讀と煩し申候次第お御座候早々

\* \* \* \* \*

公文

○石川縣令第一號

明治二十七年五月石川縣令第十四號醫師取締規則申左ノ通知ム

明治三十五年一月十一日

第十二條第二項ヲ左ノ通知ム

醫師再歸熱、麻疹又ハ流行性感冒ノ患者ヲ診察シ若ハ其ノ死体ヲ檢案シタルトキハ前項ノ書式ニ據リ二十四時間以内ニ患者若ハ死体所在地ノ警察官

(公文)

吏又ハ市町村長ニ届出スヘシ

第十四條ノ次ニ左ノ一條ヲ追加ス

第十四條ノ二 醫師恐水病患者ヲ診察シ若ハ其ノ死体ヲ檢案シタルトキハ第四號書式ニ據リ二十四時間以内ニ患者若ハ死体所在地ノ警察官吏ニ届出ヘシ

前項ノ患者歸歸シタルトキハ第四號書式乙ニ準シ患者所在地ノ警察官吏ニ届出ヘシ

第十八條第二項中第十四條第一項ノ下ニ「第十四條ノ二第一項」ノ九字ヲ追加ス

第四號書式丙(用紙半紙)

恐水病患者發生届

患者ノ住所

患者ノ職業及氏名

生年月日

發病月日	初診日時	病狀ニ咬傷セラレタル月日	咬傷ノ部位及局所ノ病狀	被咬傷當時ノ處置	發病ノ場所	有及御届候也

明治何年何月何日

警察官 署宛

住所

醫師 氏 名印

○石川縣令第二號

明治三十三年二月石川縣令第十八號ヲ廢止ス

明治三十四年一月十一日

石川縣知事 野村 政明

(參照)

石川縣令第十八號(明治三十三年二月二十六日)

今般訓示第二號ヲ以テ流行性感胃覺來難料ニ付各自注意方訓示候ニ付テハ若シ本症ニ罹リタル者アリテ醫師ニ於テ治療ヲ施シタルトキハ其症狀轉歸經過等詳細郡市役所町村役場又ハ所轄警察署分署巡查駐在所等ノ内ニ便宜届出ヘシ

○海軍省令第一號

海軍出身志願者身体検査格例左ノ通定ム

明治三十五年一月十三日

海軍大臣 山本 權兵衛

海軍出身志願者身体検査格例

第一條 海軍出身志願者身体検査ニ於テ合格トスヘキモノ左ノ如シ

一 甲種 身体強健精神異常ナク全身ノ發育對稱完全ニシテ海軍軍人ノ服役ニ適スルモノ

二 乙種 甲種ニ亞クモノ

第二條 左ノ各號ニ該當スルモノハ不合格トス

一 高等武官、各候補生、學生(軍醫學生、藥劑學生、主計學生、造船學生、造兵學生ヲ云フ以下同シ)生徒(兵學校生徒、機關學校生徒ヲ云フ以下同シ)筆記志願ノモノニ在テハ身長五尺、體重十二貫目、胸圍二尺五寸三分、胸廓擴張一寸八分、活量二千八百立方仙迷(百七十一立方英寸)ニ達セサルモノ但シ生徒志願ノモノニシテ十七年未滿(検査時ノ年齢以下同シ)ナルトキハ休量十一貫五百目胸圍二尺四寸八分以上ニシテ發育ノ見込アルモノハ合格ト爲スコトアルヘシ

二 水兵機關兵、銀治、看護志願ノモノニ在テハ身長五尺二寸休量十三貫目、胸圍二尺六寸、胸廓擴張二寸、活量三千立方仙迷(百八十三立方英寸)ニ達セサルモノ但シ検査時ニ於テ十七年未滿ナルトキハ身長

五尺一寸五分、休量十二貫五百目、胸圍二尺五寸五分以上、十八年未滿ナルトキハ身長五尺一寸七分、休量十二貫七百目、胸圍二尺五寸七分以上ニシテ發育ノ見込アルモノハ合格ト爲スコトアルヘシ

三 木工、主厨志願ノモノニ在テハ身長五尺、休量十二貫五百目、胸圍二尺五寸五分、胸廓擴張一寸八分、活量三千立方仙迷(百八十三立方英寸)ニ達セサルモノ

四 軍樂生志願ノモノ十七年未滿ニ在テハ身長五尺、休量十二貫、胸圍二尺五寸、胸廓擴張一寸八分、活量二千八百立方仙迷(百七十一立方英寸)滿十七以上ニ在テハ身長五尺一寸、休量十二貫五百目、胸圍二尺五寸五分、胸廓擴張二寸、活量二千九百立方仙迷(百七十七立方英寸)十八年以上ニ在テハ身長五尺二寸、休量十三貫目、胸圍二尺六寸、胸廓擴張二寸、活量三千立方仙迷(百八十三立方英寸)ニ達セサルモノ

五 身長休重胸圍及活量前諸號ノ規定ニ達スルモノ著シク其交互ノ對稱ヲ失スルモノ

六 身体發育ノ不全体質ノ薄弱傷疾疾病ニ起因スル全身衰弱

七 白痴、精神異常言語障礙知覺及運動癱瘓

八 全身皮膚癩ニ頭皮ノ慢性病敗血毒及外傷等ノ痕痕著シキモノ

九 頭面部頸部ノ畸形及著シキ醜形頭蓋骨折傷腦山斜頸々々腫大視力二十ノ二十二達セサルモノ識色不全斜視淚管癢眼瞼下垂或ハ

翻轉但シ軍醫官藥劑官主計官造船官造兵官小軍醫候補生小藥劑士候補生少主計候補生及學生志願ノモノニ在テハ視力五十ノ二十以下筆記志願ノ者ニ在テハ視力三十ノ二十以下ノ近視ハ合格トナスコトアルヘシ



十一 聾聽力遲鈍鼓膜鼓室ノ疾病

十二 鼻骨鼻軟骨ノ疾病鼻茸鼻粘膜ノ慢性病

十三 咽喉口峽口蓋及舌ノ疾病齒齦及齒質不其若ハ齒數不足(大齶齒

ニ在テ三箇以上其ノ他ノ齒牙ニ在テハ大齶齒ヲ併セ五箇以上ノ齶齒

蝕又ハ欬亡但シ高等武官各候補生學生生徒志願者ニ在テハ齶蝕又ハ

欬亡ノ數之ヨリ超過スルモ上下顎齒牙對向ノ狀況填塞義齒裝用ノ有

無ヲ酌量シテ合格ト爲スコトアルベシ) 下顎運動ノ障礙及軍樂生ニ

在テハ齒列不正

十四 胸廓ノ畸形扁平陷沒呼吸短促聲音嘶啞呼吸器及血行器ノ疾病

十五 腹部ノ腫脹膨滿腹輪ノ弛緩脫腸胃腸脾肝腎等ノ疾病

十六 下 痲疾尿道狹窄尿道瘻器丸副睪及精系ノ疾病

十七 痔疾痔瘻脫肛扁平「コンヂロヤ」

十八 四肢ノ薄弱畸形又ハ傷痕疾病ニ起因スル畸形關節運動ノ障礙靜

脈怒脹著シキ扁平足

十九 脊梁及骨盤ノ畸形又ハ傷痕疾病ニ起因スル畸形運動ノ障礙

二十 前諸號ノ外急治ノ目的ナキ傷痕疾病

二十一 遺傳性及發作性疾病ノ證據アルモノ

第三條 前條ニ掲クルモノ、内輕症ニシテ風土氣候ニ關セス海軍々人ノ服

役ニ堪ユル見込アルモノハ合格トナスコトアルヘシ

体動ニ障礙ナキ瘦體肥體體毛過冗軀幹若ハ四肢ノ不同膝内齶膝外齶齒牙

及消食器ノ異常精系靜脈怒張等輕度ノモノハ成年者ニ限り合格ト爲スコ

トアルヘシ

第四條 高等武官各候補生學生志願ノモノニ在テハ第二條第六號以上ノ諸

狀況アルモ其ノ輕度ノモノハ職務ヲ參酌シテ合格ト爲スコトアルヘシ

○石川縣令第七號

明治三十四年四月石川縣令第三十五號ヲ廢止ス

明治三十五年一月二十二日

石川縣知事 野村 政明

(參照)

石川縣令第三十五號(明治三十四年四月七日)

醫師下痢患者ヲ診察シ若ハ其ノ死體ヲ檢案シタルトキハ十二時間以内ニ患

者ノ住所氏名ヲ管轄警察官署巡査駐在所又ハ巡査派出所ニ書面又ハ口頭ヲ

以テ届出ヘシ

前項ノ届出ヲ爲サ、ル者及醫師ニ請託シテ前項ノ届出ヲ爲サシメス若ハ其

ノ届出ヲ妨ケタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

○石川縣令第八號

明治三十四年四月石川縣令第三十六號ヲ廢止ス

明治三十五年一月二十二日

石川縣知事 野村 政明

(參照)

石川縣令第三十六號(明治三十四年四月七日)

明治三十年三月法律第三十六號傳染病豫防法第二條ニ依リ赤痢病ノ疑似症

ニ對シ同法ヲ適用ス

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

○勅令第十四號

朕陸軍補充條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治三十五年一月二十九日

陸軍大臣 男爵兒玉源太郎

陸軍補充條例中左ノ通改正ス (部分抄録)

第三十一條 見習醫官、見習藥劑官ニ採用シ得ヘキ者左ノ如シ

一 帝國大學醫科大學々生ニシテ陸軍衛生部依託學生ト爲リ同學ノ課程ヲ卒ヘタル者

二 醫學專門學校若ハ文部大臣ニ於テ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認メタル府縣立醫學校ノ生徒ニシテ陸軍衛生部依託生徒ト爲リ同學校ノ課程ヲ卒ヘタル者

三 依託學生、依託生徒ニ非ラスシテ帝國大學醫科大學又ハ醫學專門學校若ハ文部大臣ニ於テ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認メタル府縣立醫學校ノ課程ヲ卒ヘタル者

四 軍醫學校生徒ニシテ卒業試驗ニ及第シタル者

第三十五條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第三十一條第一乃至第三ノ者ニ在リテハ選舉會議前醫術開業免狀若

ハ藥劑師免狀ヲ受クルコトヲ要ス

第三十九條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ前條第六ニ該ル者アルトキハ師團軍醫部長自ラ其ノ事由ヲ悉シ醫務

局長ニ其申スヘシ

第百八十一條ノ二 當分ノ内見習醫官見習藥劑官ハ左ニ掲クル者ヨリ採用スルコトヲ得但シ一年志願兵ヨリ採用 者ニハ之ヲ命シタル日ヲ以テ其ノ服役ヲ免ス

一 外國ニ留學シ帝國大學醫科大學又ハ醫學專門學校若ハ文部大臣ニ於テ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認メタル府縣立醫學校ノ課程ヲ卒ヘタル者ト同等以上ノ學力アル者

二 一年志願兵中軍醫生、藥劑生ニシテ醫術開業免狀若ハ藥劑師免狀ヲ所持シ現役士官志願ノ者

前項ニ依リ採用シタル者ノ中帝國大學醫科大學ノ課程ヲ卒ヘタル者及外國ニ留學シ之ト同等以上ノ學力アル者ハ陸軍二等軍醫、陸軍二等藥劑官ニ其他ノ者ハ陸軍三等軍醫、陸軍三等藥劑官ニ任ス其手續ハ第三十七條

第一項ノ例ニ依ル

○石川縣告示第三十五號

明治三十五年度本縣金澤病院歳入歳出豫算縣會ノ議決ヲ經左ノ通り定ム

明治三十五年二月九日

石川縣知事 野村政明

明治三十五年度石川縣金澤病院歳入歳出豫算

歳入 經常部

第一款 病院 取入 金參萬九千六百八拾壹圓貳拾五錢四厘

第一項 藥價及入院 金參萬貳千五百貳拾五圓九拾九錢九厘

第二項 診察及手術料 金七千五百五拾五圓貳拾五錢五厘

第二款 國庫下渡金 金參千七百貳拾參圓

第一項 文部省交付金 金參千七百貳拾參圓

第三款 雜 取入 金百拾貳圓六拾壹錢九厘

第一項 物品賣拂代 金百拾貳圓六拾壹錢九厘

歳入經常部合計金四萬參千五百拾六圓八拾七錢參厘

臨時部

第一款 縣 債 金九萬圓

第一項 縣 債 金九萬圓

第二款 縣稅受入金 金千七百圓拾八錢四厘

第一項 縣稅補足金 金千七百圓拾八錢四厘

歳入臨時部合計金九萬千七百圓拾八錢四厘

歳入總計金拾參萬五千貳百拾七圓五錢七厘

歳出

經常部

第一款院 費 金四萬五千七圓五錢七厘

第一項 俸給及諸給 金壹萬八千七百拾八圓拾八錢

第二項 患者 費 金壹萬七百圓四錢七厘

第三項 事務 費 金九千八百六圓八錢

第四項 修繕 費 金八百參拾貳圓七拾五錢

第二款豫備 費 金貳百圓

第一項 豫備 費 金貳百圓

歲出經常部合計金四萬貳百五拾七圓五錢七厘

臨時部

第一款 建築 費 金九萬圓

第一項 建築費本年 金九萬圓

第二款 縣債 費 金四千九百六拾圓

第二項 縣債 費 金四千九百六拾圓

歲出臨時部合計金九萬四千九百六拾圓

歲出總計金拾參萬五千貳百拾七圓五錢七厘

○石川縣告示第四十二號

明治三十五年度本縣金澤病院歲出豫算縣參事會ノ議決ヲ經左ノ通り更正ス

明治三十五年二月十五日

石川縣知事 野村 政明

明治三十五年度石川縣金澤病院歲出豫算更正

第一款院 費 中 歲出經常部

第一項 俸給及諸給 金壹萬八千七百拾八圓拾八錢トアルチ

金壹萬九千五百九拾八圓拾八錢ト改ム

第三項 事務 費 金九千八百六圓八錢トアルチ

金八千九百貳拾六圓八錢ト改ム

\* \* \* \* \*

會 告

○寄贈書目

獨乙語學雜誌 四年ノ四五六

同 社

醫海時報 三九三九五、六七八九四〇〇、一二三

同 社

東京醫事新誌 一二三六七八九四〇、一二三四

同 局

廣島衛生醫事月報 三六、七

同 社

公衆醫事 五ノ十二

同 會

藥學雜誌 三六、九

日本藥學會

校友會雜誌 一九

千葉醫學專門學校校友會

中央醫學會雜誌 四、五

同 會

日本醫事週報 三六〇、二三四五六七八

同 社

井上眼科同窓會々報 二

同 會

成醫會月報 二三八、九

同 會

藝備醫事 六七、八

藝備醫學會

產婆學雜誌 二五、六

日本產婆學協會

第十全會雜誌第二十一號

日本助產婦新報 四	高橋產婆學校	杏林之乘 三ノ三、四ノ一	立洋醫會
臺灣醫事雜誌第二編ノ終	社	助產之乘 六、九	緒方病院助產婦學會
中外醫事新報 五三、四、五、六	同 社	靜岡縣醫會々報 二	同 會
東京醫學會雜誌 十五、十四、十六ノ一、二、三、四	同 會	產科婦人科學雜誌 四ノ二、三	同 會
順天堂醫事研究會雜誌 三、四、九	同 會	肉又蚊第一回報告 一部	臺灣地方症及傳染病調查委員會
北越醫會會報 二、三、六	同 會	國家醫學會雜誌 一、七、八	同 會
大日本耳鼻咽喉科會々報 七ノ二、八ノ一、三	同 會	教育公報 二、五、六	帝國教育會
齒學研鑽 二ノ八	富安齒科治療所	體育 六	日本體育會
衛生談話 二、三	通俗衛生茶話會	大日本私立衛生會雜誌 三、四	同 會
日本眼科學雜誌 五ノ三、六、三	同 會	福井縣醫學會雜誌 四、六	同 會
軍醫學會雜誌 一、二、五	陸軍々醫學會	北海醫報 二ノ一	北辰病院研究會
濃飛醫學會雜誌 四、五	同 會	醫談 六	同 發行所
醫事新聞 六、四、五、六、七、八	同 社	日本助產婦新報 四	同 發行所
岡山醫學會雜誌 一、四、三、四	同 會	皮膚病學及泌尿器病學雜誌 一卷三、四、五	皮膚病學會
學士會月報 一、六、七	同 會	へトール 一冊	醫事新聞社
藥石新報 四、四、五、六、七、八、九	同 社	研瑤會雜誌 四、六	同 會
藥業報知 三、四	同 社	植物學雜誌 七、八、九	同 會

圖書目錄

東京教育時報 一七

躬行會叢誌 一

衛生週報 六

大坂醫學圖書館

東京市教育會

同會

同社

金壹圓 同上 (同) 上

金壹圓 同上 (同) 上

金參圓 三ヶ年分 (自卅四年度) (至卅六年度)

金壹圓 一ヶ年分 (三十四年度)

金壹圓 同上 (同) 上

金壹圓 同上 (同) 上

金壹圓 同上 (同) 上

金參圓 五ヶ年分 (自卅四年度) (至卅八年度)

金參圓 同上 (同) 上

金參圓 同上 (同) 上

金參圓 同上 (同) 上

金壹圓 同上 (同) 上

金壹圓 一ヶ年分 (三十四年度)

金壹圓 同上 (同) 上

金壹圓 同上 (同) 上

金參圓 五ヶ年分 (自卅四年度) (至卅八年度)

金壹圓 同上 (同) 上

河合 鷹君

梶川 藏重君

杉本 悅敏君

神谷貞次郎君

田代 保二君

大西 瀨治君

山崎秋津齋君

鈴木寬之助君

渡邊九壽松君

森川 修君

小島 佐藏君

諸角 友平君

加藤 慶三君

松井梅二郎君

沖野彌一郎君

北 豐吉君

松原 三郎君

○會費領収

(三月十迄)

金參圓 三ヶ年分 (自卅四年度) (至卅六年度)

金壹圓 一ヶ年分 (三十四年度)

金壹圓 同上 (同) 上

金壹圓 同上 (同) 上

金壹圓 同上 (同) 上

金壹圓 同上 (同) 上

金壹圓 同上 (同) 上

金壹圓 同上 (同) 上

金壹圓 同上 (同) 上

金壹圓 同上 (同) 上

金壹圓 同上 (同) 上

神坂 勇治君

武田久米藏君

末岡外次郎君

澤 米次郎君

中西政太郎君

渡邊順吉郎君

河野 勇君

星子 元真君

澤 賢吉君

松田龜太郎君

久保 武君

金參圓	同	上	(同)	上	森田 齊次君
金壹圓	同	上	(同)	上	石倉 宗嗣君
金參圓	一ヶ年分		(三十四年度)		山田 義忠君
金壹圓	五ヶ年分		(自卅四年度 至卅八年度)		橘 左内君
金壹圓	一ヶ年分		(三十四年度)		黒川 由巳君
<b>計金五拾七圓也</b>					

\* \* \* \* \*



**投稿締切期限**

本誌次號は來る五月<sup>▲▲▲▲▲</sup>上旬發行の

豫定につき原稿は**四月十五**

**日迄**に御投寄ありなし但し原<sup>▲</sup>

著は印刷上の都合あれば**四月**

**十日迄**に御寄送あらむことを

望む

明治三十五年  
三月十五日

**十全會雜誌部**